

監 査 第 70 号

令和 5 年 8 月 16 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 加 藤 光

同 樋 口 孝

同 竹 野 兼 主

同 中 川 雅 晶

令和 4 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和 4 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月31日から令和5年8月2日まで

第3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手续により審査した限りにおいて、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率	令和		早期健全化		財政再生	
	3年度	4年度	基 準	基 準	基 準	基 準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0		
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0		
実質公債費比率	1.9	2.8	25.0	35.0		
将来負担比率	— (△21.2)	— (△10.2)	350.0	—		

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。
- 2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。
- 3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

① 実質赤字比率について

実質赤字額は、引き続き発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、引き続き発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は過去3ヵ年平均で算出する指標であり、令和4年度は前年度と比べ0.9ポイント増加し2.8%となった。また、単年度のみ比率については、前年度と比べ2.7ポイント増加し4.7%となっている。これは令和5年度からの学校給食センター稼働に伴い、PFI事業に係る支出が準元利償還金として算入されたことなどによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。法令に定められた市債発行の許可基準である18.0%も引き続き下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ11.0ポイント増加し、△10.2%となった。これは、学校給食センター稼働に伴い、債務負担行為に基づく支出予定額が増となったことなどによる。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

(3) 意見

令和4年度の健全化判断比率の指標について、実質赤字額及び連結実質赤字額は、引き続き赤字は発生していない。学校給食センター稼働に伴うPFI事業に係る支出や債務負担行為に基づく支出予定額の増等により、実質公債費比率及び将来負担比率は増加したが、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。

時代のニーズに応じた行政運営を行いながら、財政健全化施策を行なっていくこと。